

100

0249

指取
定扱

綴書
類

號番

官房 變答 官 乙 乙 辨

呼出規約 一 案スレ 件

船舶暗号規約及船舶無線電信特多

朝鮮總督府通信の長文

昭和三年一月十一日

第二班 濟

軍令部 次長

第二班

文庫主管

松岡

大臣 閣次 真南

書記官

副官

金澤

(三務) 軍務局長

蓋

第二課長

田

局員

妹尾

昭和二年十一月二十日起案

起案者 捺印 妹尾

昭和二年正月拾壹日

後藤

發付後起 案者捺印

主務局、部 取扱者捺印

小市

軍令	艦政	法務	建築	經理	醫務	軍需	教育	人事	軍務	官房	局、部
										一月前	受月日
											發月日
											12 27

大臣官房 8.1.11

目錄

件名

印

3

注 目

嘉年十二月十日附函板事ニミミ一號ヲ以テ寄リ通
 知有之候首領一併アテ兼(本規的類)白川月
 尾島燈臺其々線電信所ヨリ還ルルノ事ニ金山無
 線電信局ノ配給セラルル様事配慮ヲ得度
 右依頼ス

(終)

本書ニ關スル文書ノ照覆ニハ必ズ本書ノ月日記番號ヲ記入アリタシ

朝鮮總督府遞信局



逆必第三三三一號

昭和二年十二月十日

朝鮮總督府遞信局長



海軍次官殿

第二課

船舶贈物規約及船舶無線電信特定
呼出規約ニ關スル件

(大正十四年十一月十一日
官房庶務部第一三五號 閣下 聯)

本件規約書類配付方ニ關シテハ大正十

五年五月十一日逆必第八〇五號一四ヲ

以テ御回答遺候後今般小月尾留燈

台並報電信所ハ本年十一月三十一日限り

軍務局

文庫

1921

2 12.13 受接 起案移 月 日

時開鎖ニ伴ヒ同所ニ配付ノ規約差類
 (船舶監視係特出規約第一号九條) 規約
 配付船舶名表第一号九條) 一應留局
 へ墨納セシメ置候条御了知相成及候
 迄平如年一月二十一日ヨリ屋山陸路院係局
 南設セラレルニ付テハ同局ニ付シ規約者類配付ノ要メ
 凡義ナレハ其旨申御候事申度也

(昭和二六山口地)

0253

波長

12

軍務局長

教育局

軍令部

一班四課

0254

通信

昭和二年二月廿日

第二課長

員

南洋庁通信課長

第二課長

東京海軍無線電信課

印

無線電信送信方針年配情尚各局トモ
持續成長ヲ使用ス為念

第二課長

印

員

印

今年三月下旬行ハル海軍無線電信通信講習ニ南洋庁所屬世武所ラシテ
世武通信方及六月下旬ニ之の特ニ送信ノ依頼ノ件

海軍

海軍

海軍

海

軍

海軍

機造半葉十三行紙

軍令部
2.2.28
受接

教育
2.2.25
受接

軍務局長
2.2.25
受接

15-115

軍務局

水校通第

昭和二年十月二十日

〇 第 一 二

第二課

海軍省軍務局第二課長殿

海軍省軍務局第二課長殿

短波長ニ関スル件

本年九月九日軍務二第七四號ノニヨリ本校使用短波長

左ノ通り変更致候

在通 報ス

記

使用場所	対手	使用波長	用 途	記事
水 校	真 鶴	52	實用、實驗及學生練習生實習用	従前通
水 校	浜 松	67		変 更
真 鶴	水 校	52		従前通

0255

表

軍務二第七

四 號

一 四

海

軍

電務局 2 受接

海軍

馬要第一九九號ノ二

昭和二年十月六日

第二課

馬公要港部参謀



21.18
庶務

軍務局長

海軍省軍務局第二課長殿

短波長ニ關スル件

軍務ニ第七四號ノ二ニ依リ當方面使用中ノ短波長ハ左記

ノ通變更セシ候條

右通報ス

左記

鳳山・馬公無線電信所



大井宇治第十四駆逐隊

二十五米

大井宇治第十四駆逐隊



鳳山・馬公無線電信所

三十五米

0257

江乙

軍務ニ第七四號ノ二

軍務二第七四號

昭和二年三月十七日

坂野海軍省軍務局第二課長

右鎮守府、愛媛部參謀右航空隊司令
 第一第二艦隊遣外練習艦隊參謀
 右海軍無線電信所長
 海軍技術研究所電氣研究部長
 吳海軍工廠電氣部長
 橫濱質佐世保海軍工廠造兵部長
 舞鶴要港部工務部長
 海軍水雷學校通信部長

殿

一、業務別波長割当表

來十月華村於テ開條務邊ノ國際無線電信會議議案ノ
 一部ナル波長割当ニ付スルハ本邦海軍陸軍通信ニ自宜於テ協
 定セル業務別波長割当表ナリ

右御参考ノ為送付ス

追テ下割當ノ事府會議ノ結果相宜變更ノ免レタル事トナリ

0920

1P

1920

和相成夜

(經)

軍務局第七四號

2920

艦政本部

軍令部

軍務局第二課長

局員 鎌田

昭和二年九月九日

軍務局第二課長

右列、右要務課、右航空隊、右

海軍少佐隊長、第一航空隊、

隊、右無線電隊、右無線電信隊長

技師、電氣研究部長、右工廠電氣部長

横所工廠造兵部長、海軍工作部長

水校通信部長

沈連名

九月九日 起案
九月九日 發付済



短波長ニ関スル件

海軍部ニ於テハ短波長使用状況別表一通ニ有ラ

帳目ニ三月十七日附軍務二第七四號ヲ以テ送付

帳波長割当、現在國内限リ海陸軍通信ニ首向ニ發行



海軍省第十三号

致スエトト相成テ候條現ニ軍用割當波長以外ノ
 波長ヲ使用シ向ニ成ルベク速ニ
 取計ヲ早渡
 加申進ス
 當者ノ振リ替更ノ向ニ至急傳報相味度
 適當ノモリニ變更

迄テ曩ノ業務別波長割當表短波長ノ部
 其右ニ指前ニ於テ協議ノ結果次ノ通一部變
 更改候條便宜訂立相成度當在候條
 備中ニ示シ奉ルモ未ダ表外ニ使用波長ノ表
 東向ニ在候御用取得度


周波數(キロ)

- 一五.〇〇〇乃至一六.〇〇〇ヲ軍用波長ニ追加
- 一四.〇〇〇乃至一五.〇〇〇ヲ軍用波長ニリ削除
- 一二.〇〇〇乃至一三.〇〇〇ヲ軍用波長ニ追加

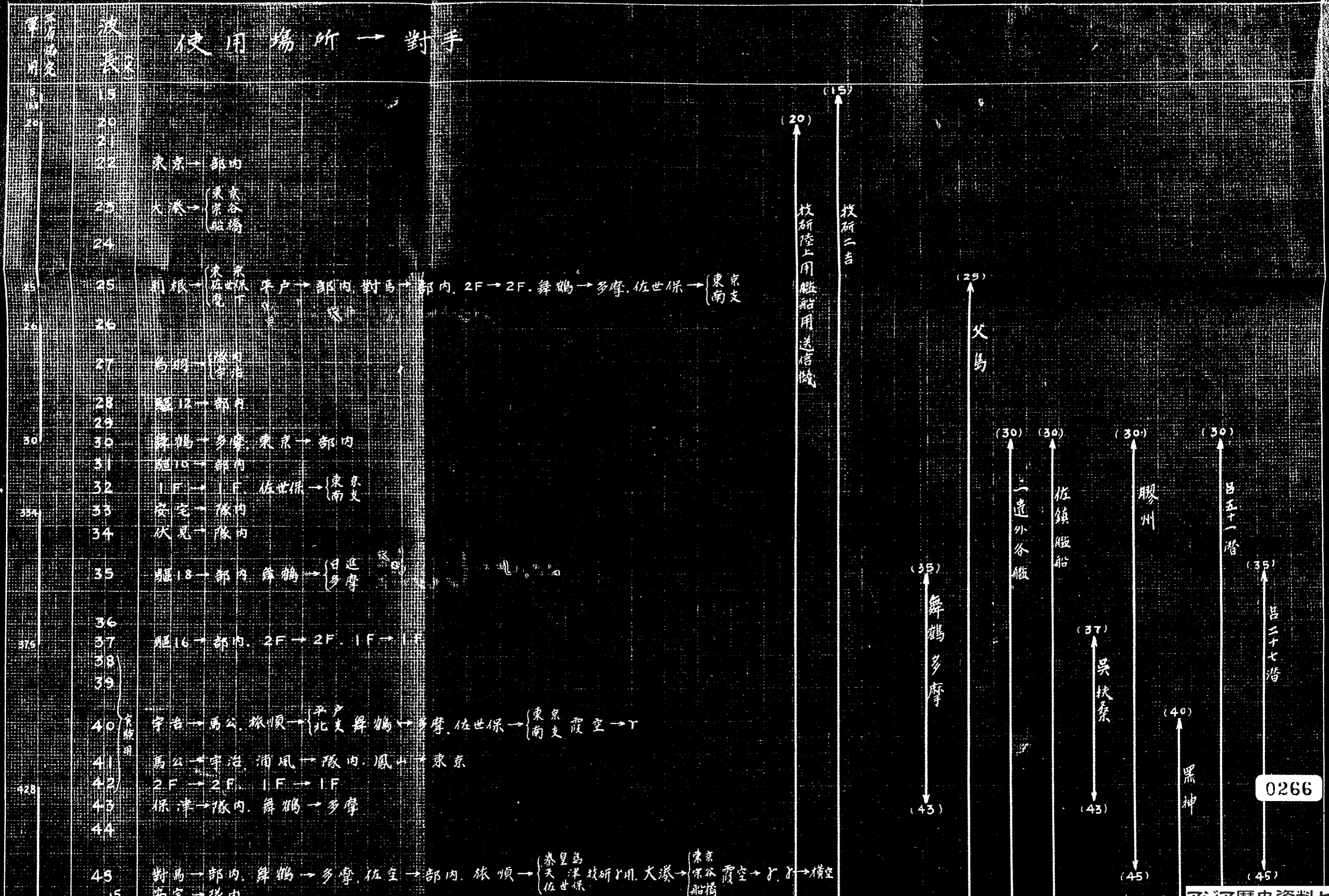
海軍

複製中葉十三頁四款

分割撮影ターゲット

分割した 部分の撮 影 順 序	<table border="1" data-bbox="590 436 957 739"><tr><td>1</td></tr><tr><td>2</td></tr><tr><td>3</td></tr></table>	1	2	3
1				
2				
3				
分割撮影 した 理 由	A 3 判以上のため			
<p>上記のとおり分割撮影したことを 証明する</p> <p>12 年 6 月 27 日</p> <p>主務者又は 撮影立会者 三 浦 悟 </p>				

海軍短波長使用狀況 (昭和二年八月十五日調)



375

36
37
38
39

艦16 → 部内. 2F → 2F. 1F → 1F

40
41
42
43
44

宇治 → 高公. 旅順 → {平戸 舞鶴} → 多摩. 佐世保 → {東京 霞空} → 横空

高公 → 宇治. 浦風 → 隊内. 鳳山 → 東京

2F → 2F. 1F → 1F

保津 → 隊内. 舞鶴 → 多摩

45
46
47

對馬 → 部内. 舞鶴 → 多摩. 佐空 → 部内. 旅順 → {秦皇島 天津 大湊} → {東京 霞空} → 横空

安宅 → 隊内. 堅田 → 隊内. 伏見 → 隊内. 吳 → 部内. 東京 → 部内

金剛 → F2. 徳山 → 部内. 1F → 1F

48
49

利根 → {東京 佐世保 壱下} 平戸 → 部内

50

鳥羽 → {隊内 宇治} 舞鶴 → 多摩. 佐空 → 部内

51

52

水校 → 真鶴. 真鶴 → 水校

53

54

55

2dg → {大湊 宗谷}

60

舞鶴 → 多摩. 横空 → 横空

61

水校 → 浜松. 浜松 → 水校

63

横空 → 横空

70

舞鶴 → {多摩 F5 艇}

75

大湊 → {東京 宗谷 船橋}

80

90

100

120

金剛 → 比叡 1F → 1F

135

1F → 1F

150

160

比叡 → 金剛

舞鶴 多摩

(43)

(50)

(50)

(80)

(100)

(90)

技術砲電電話

(37)

吳扶桑

(43)

(45)

(60)

(40)

黒神

(55)

(75)

0266

0267

44

45

對馬一部内. 舞鶴→多摩. 佐空→部内. 旅順→^{恭皇島}天洋技研_{天佐世保}用. 大湊→^{東京}深谷霞空_{船橋}→_{船橋}→横空

46

安宅→隊内. 堅田→隊内. 伏見→隊内. 吳→部内. 東京→部内

47

金剛→F2. 徳山→部内. 1F→1F

48

利根→^{東京}佐世保_{魔下} 平戸→部内

49

50

鳥羽→^{隊内}宇治_{宇治} 舞鶴→多摩. 佐空→部内

51

52

水校→真鶴. 真鶴→水校

53

54

55

2dg→^{大湊}深谷_{深谷}

60

舞鶴→多摩. _{船橋}→横空

61

水校→浜松. 浜松→水校

63

横空→_{船橋}

70

舞鶴→^{多摩}F5_{F5}

75

大湊→^{東京}深谷_{船橋}

80

90

100

120

金剛→比叡 1F→1F

135

1F→1F

150

160

比叡→金剛

175

1F→1F

190

(80)

(100)

(90)

(190)

技研砲戦電話

(50)

(50)

(60)

(55)

(75)

(45)

(45)

0267

0268